

令 4 教安体第 3 9 9 号  
令和 4 年(2022 年) 7 月 7 日

各県立学校長 様

学校安全・体育課長

学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応について（依頼）

このことについて、新型コロナウイルス感染症対策室から依頼がありました。

つきましては、オミクロン株が主流の間、令和 4 年 3 月 3 1 日付令 3 教安体第 1 0 7 9 号に基づき、別添リーフレット及び手順書にしたがって、各学校において接触者への感染対策の伝達を含めて、主体的に御対応いただきますようお願いいたします。

また、保健所が、陽性者への聞き取りによって、部活動の場など、クラスター化のおそれがある感染事案と判断した場合には、これまでどおり、学校と情報共有を行いながら、保健所による疫学調査を実施します。

なお、対応の中で疑問等が生じた場合につきましては、所管の保健所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

おって、下関市保健所管内の県立学校におかれましては、別途指示された対応によることを申し添えます。

こども元気づくり班 担当：伊藤 松本 石川 TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737 E-mail: ishikawa.megumi@pref.yamaguchi.lg.jp
--



事 務 連 絡  
令和 4 年 (2022 年) 7 月 5 日

学校安全・体育課長 様

新型コロナウイルス感染症対策室長

学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応について (依頼)

平素から、学校における新型コロナウイルス感染症対策に、ご尽力・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、現在、本県では、感染スピードが速いオミクロン株の特性を踏まえ、濃厚接触者の把握を迅速に行うため、学校において濃厚接触者名簿を作成し保健所に報告していただくなど、学校関係者の皆様のご協力により、効率的な疫学調査を実施しているところです。

このように学校における感染発生時の対応が定着してきた状況を踏まえ、今後は、オミクロン株が主流の間、文部科学省通知に基づき、各学校において、接触者への感染対策の伝達を含めて、主体的にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、保健所が、陽性者への聞き取りによって、部活動の場など、クラスター化のおそれがある感染事案と判断した場合には、これまでどおり、学校と情報共有を行いながら、保健所による疫学調査を実施します。

つきましては、県立学校及び各市町教育委員会へ周知くださるよう、よろしくお願いいたします。

※別添「学校の児童・生徒・教職員が新型コロナ陽性者になった場合の対応について」を作成しましたので、ご活用ください。

担 当 有行・長井 TEL (083)933-2490 FAX (083)933-3007
---

# 学校の児童・生徒・教職員が 新型コロナ陽性者になった場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、陽性者や接触した方などに、速やかに感染対策を講じていただく必要があります。

このため、学校関係者の皆様におかれましては、児童・生徒・教職員で、陽性となった方から「自分が陽性になった」旨の連絡があった場合、「感染の可能性がある接触者」をリストアップするとともに、その接触者に対し、自宅待機や健康観察の協力についてお願いしてください。

## ① 感染の可能性がある接触者をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで、陽性者の感染可能期間中(※)に接触した方はいますか。

※ 感染可能期間とは、陽性者の発症日の2日前から陽性者の最終登校日（出勤日）まで

◎陽性者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）の2日前： 月 日

◎陽性者の最終登校日（出勤日）： 月 日

↓ 期間中に接触した人

↓ 接触していない人

その接触者は、陽性者と、手が触れる距離(1m程度)で、15分以上、マスクをせずに会話をしましたか。

例) 「同じテーブルでの食事」  
「換気の悪い場所での部活動」など

感染の可能性は  
ありません。

↓ した人

↓ していない人

**感染の可能性が  
あります。  
(リストアップ対象者)**

**感染の可能性は低いと  
思われます。**

- ・陽性者と接触があったことのみを理由として、登校や出勤を含む外出の制限をする必要はありません。
- ・ただし、陽性者と最終接触した日の翌日から7日間は、高齢者との接触や不特定多数の人が集まる場などへの参加は控えてください。

## 【感染の可能性がある接触者へのお願い事項】

学校から、リストアップされた方（又は家族）に対し、陽性者と最終接触した日の翌日から7日間(※)は、自宅待機と健康観察のご協力をお願いしてください。

- ✓ 毎日、体温測定・健康観察（セルフチェック）をし、症状の有無を確認すること。
- ✓ 待機期間中は登校（出勤）せず、不要不急の外出も控えること。
- ✓ 会話をする際にマスクを着用するなど、感染対策を徹底すること。

(※) 4日目と5日目に自主検査で陰性を確認した場合、5日目から待機解除が可能。

- ② 児童・生徒・教職員で、風邪のような症状が出た場合は、事前に医療機関に電話して、マスク着用の上、受診するようお伝えください。
- ③ 無症状の方で、PCR検査を希望される場合には、学校でとりまとめ、事前にお伝えしている連絡先にお申し込みください。

※接触者のリストアップなど、ご不明な点がある場合は、保健所にご相談ください。